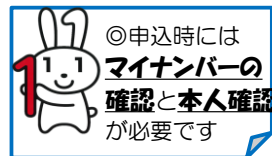


令和4年度4月 保育所等入所申込案内



- ◆申込書類配布期間 令和3年10月4日(月) ~ 10月22日(金) ※土日祝祭日を除く
- ◆受付期間 令和3年10月11日(月) ~ 10月22日(金) ※土日祝祭日を除く
- ◆受付時間 (午前) 9:00~11:30 (午後) 13:00~17:00 ※最終受付16:30

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り申込書類の提出は郵送でお願いいたします。
保護者いずれかの顔写真と住所が記載された公的証明書(運転免許証等)を同封してください。

【宛先】〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所 子育て支援課

受付場所：宜野湾市役所 (2階 大ホール内) TEL：893-4411 (内線：3312・3313)

- ※ 申込に必要な書類は、別紙『必要書類確認リスト』をご覧ください。
- ※ 受付期間を過ぎると令和4年4月1日入所の審査対象になりません。
- ※ 入所申込をし、保育を必要とする認定を受けた場合でも、保育所の定員超過により入所できないことがあります。
- ※ 上記受付期間内に申込をした方に限り、以下のとおり申込内容の変更等を受付いたします。
 - 入所申込書類提出後の希望保育所(園)等の変更
 - 保育を必要とする事由書類[就労証明(申告)書等]の差替えや変更による再提出
 - 転園申請の取り下げ

申込内容変更等の受付期限
令和3年11月19日(金)
17時15分まで

◆入所対象児童

生後3ヶ月から小学校就学前までの児童で、入所基準日(令和4年4月1日)において宜野湾市内に住民票を有する児童が対象です。次年度4月入所申込受付期間に限り、出生予定の児童について仮申込をすることができます。仮申込ができるのは、**令和3年12月31日までに生まれる可能性のある児童**です。令和4年1月1日以降に出生した児童については、令和4年4月2日以降の入所審査対象となります。

◆転園を希望する場合

今回の入所申込受付期間で同時に令和4年度4月1日に向けた転園申請も受付いたします。転園を希望される方も、入所申込と同様に申込書類の提出をお願いいたします。

- 入所希望者を合わせて入所選考をいたします。必ず転園できるものではありません。
- 転園できなかった場合、現在の園を退園となることはありません。
- 転園が内定した場合、内定を取上げて元の施設に戻ることはできません。
- 転園申請の取り下げは、令和3年11月19日(金)までとなります。
- 入所内定後、転園先での面談と健康診断書の提出、ならし保育が必要になります。
- 年度途中で転園を希望する場合は、一度退園をしてからの再入所申込となります。

◆集団保育において特別な配慮を必要とする児童について(特別支援保育)

障がいや心身の発達に遅れがあるために、集団生活において特別な配慮(特別支援)が必要な児童の受け入れについては、特別支援保育審査委員会において審査・判定し、実施の判断を行います。

審査を受けるためには、一般の保育所入所申込のほか、特別支援保育審査委員会参加申込書や診断書等の提出が必要となります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

◆宜野湾市へ転入予定の方

子育て支援課へ受付期間内に直接お申し込みください。(※郵送申込可)

入所内定後、**令和4年3月4日(金)**までに宜野湾市へ転入できる方が対象となります。期限内に転入手続きが完了していなければ、入所の内定を取り消す場合があります。また、入所内定した場合は所定の期日(概ね2月末日)までに面談および健康診断書の提出が必要となることもご留意ください。

◆宜野湾市民の方が他市町村の認可保育施設を希望する場合（広域入所）

宜野湾市在住の方が、他市町村の認可保育施設等を希望する場合、宜野湾市を通して入所申込を行う必要があります。入所の可否は所在市町村の入所審査基準にて判断することとなるため、入所申込手続きを行う前に、施設の所在市町村へ以下の事項をご確認ください。

- ・ 必要書類（どちらの市町村の様式を使用するかご確認ください）
- ・ 所在市町村の入所申込締切日（締切日の2週間前までに必要書類を子育て支援課へご提出ください）

◆保育必要性の認定について

保育所（園）の利用を希望する場合は、保育を必要とする認定（支給認定）を受けることとなります。

客観的な基準により、市が認定する3つの区分に応じて、幼稚園、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業の利用先が決まります。保育を希望する場合は、2号認定または3号認定を受けている必要があります。認定されると市町村から「支給認定証」が交付されます。

| 年齢 | 保育の必要性 | 認定区分 | 利用先 |
|--------------|--------------------------------|------|---------------------|
| 満3歳以上の 場合 | 教育を希望する場合 | 1号認定 | 幼稚園、認定こども園 |
| | 『保育を必要とする事由』に 該当し、保育を希望する場合 | 2号認定 | 保育所（園）、認定こども園 |
| 満3歳未満の 場合 | | 3号認定 | 保育所（園）、認定こども園、地域型保育 |

◆保育を必要とする事由と保育必要量（保育時間）

認可保育所（園）等に入所するためには、保護者の就労または疾病等、日中家庭において保育することが出来ない理由（保育を必要とする事由）が認められる場合となります。

保育必要量は、**1日11時間（標準時間）**または**1日8時間（短時間）**のいずれかになります。

| 保育を必要とする事由 | | 保育必要量 | 施設を利用できる期間 |
|------------|--|---------------|---|
| 1 | 就労※1・2 月64時間以上120時間未満 月120時間以上 | 短時間※3 標準時間 | 就労期間中 |
| 2 | 妊娠・出産※4・5 | 標準時間 | 出産予定日の3ヶ月前から、出産日より起算して8週間を経過する日の翌日が属する月 |
| 3 | 疾病・障害 | 標準時間 | 診断書による療養期間中もしくは障がい者手帳等の有効期間中 |
| 4 | 親族の看護・介護※6 月64時間以上120時間未満 月120時間以上 | 短時間※3 標準時間 | 診断書による療養期間中もしくは障がい者手帳等の有効期間中 |
| 5 | 災害復旧 | 標準時間 | 必要と認められる期間中 |
| 6 | 求職活動 | 標準時間 | 連続90日間※7まで（※年度内において再認定する場合は1世帯で通算150日間まで） |
| 7 | 就学 月64時間以上120時間未満 月120時間以上 | 短時間※3 標準時間 | 就学期間中（※学校教育法で規定する教育施設もしくは職業訓練校に限る） |
| 8 | 育児休業（※在園児童の継続利用のみ適用可）※8 | 短時間 | 育児対象児童が2歳になる月末まで |
| 9 | みなし育休（※在園児童の継続利用のみ適用可）※8 | 短時間 | みなし育休対象児童が2歳になる月末まで |
| 10 | 上記以外に特別な事情があると市長が認める場合 | 市長が認める時間 | 市長が認める期間中 |

※1 月額52,000円以上の収入を得ていることが要件です。

※2 育児休業対象児童の入所に伴い職場復帰をされる方も就労に該当します。

※3 シフトや通勤時間等の事情を考慮する場合があります。

※4 令和4年4月1日入所希望の場合、出産予定日が令和4年2月4日(金)から7月1日(金)の間であることが必要となります。

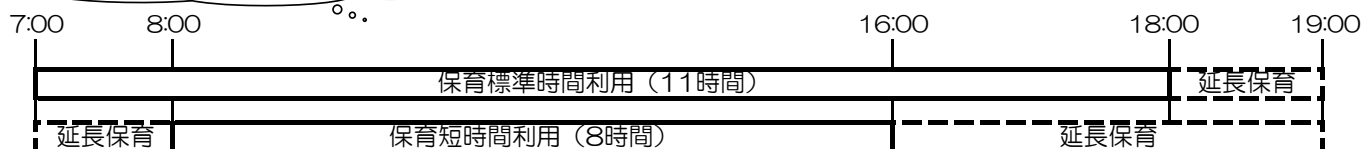
※5 新生児の申込をする場合、妊娠出産による認定ができません。

※6 看護対象が小学校就学前児童の場合、対象児童については認定ができません。

※7 就労で認定されていた保護者が退職した場合は、退職日の翌日から起算します。

※8 育児休業、みなし育休対象児童については、同理由による認定ができません。

利用時間のイメージ(例)



※ 上記の施設で短時間認定の方が9時～17時まで利用した場合、16時～17時は延長保育となります。

※ 各保育施設の保育短時間及び延長保育料については、各保育施設へお問い合わせください。

※ 各保育施設の開所時間や延長保育時間等については、「保育所（園）一覧表」を参照してください。

★ 「保育を必要とする事由」は入所日時点の状態でお申し込みください。

★ 育児休業取得者の児童が保育所（園）入所が決まった場合、入所日から1か月以内の職場復帰が必要になります。きょうだいのうち、一方のみ入所が決まった場合も同様です（例：令和4年4月1日入所→令和4年5月1日までに職場復帰が必要）。

◆ 保育料の算定について ※別添『保育料について』も併せて参照ください

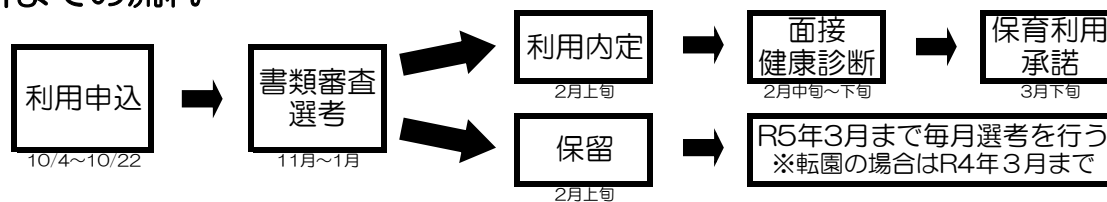
保育料は父母及びそれ以外の扶養義務者（同居の祖父母等）の市町村民税所得割額を合算した額で保育料を決定します。変更により保育料に差額が生じた場合は、追加納付、充当、還付等の処理を行います。

世帯の状況に変動があった場合は保育料が変更となる可能性がありますので、必ず子育て支援課まで連絡していただきますようお願いいたします。

| 対象者 | 税の申告について | |
|--------------------------------|--|---------------|
| 令和3年1月1日及び令和4年1月1日時点で宜野湾市民でない方 | 令和3年1月1日及び令和4年1月1日時点にお住いの市町村での税申告による課税情報をマイナンバーで確認いたします。扶養に入っている方（配偶者控除適用者等）、父母以外に同居している祖父母等の扶養義務者も税申告が必要です。 | |
| 対象者 | 提出書類（保育料算定資料） | 提出期限 |
| 軍人・軍属の方 | 2020 W-2（令和2年分の収入が確認出来るもの） | 令和3年11月19日（金） |
| | 2021 W-2（令和3年分の収入が確認出来るもの） | 令和4年6月30日（木） |

- ★ 市町村民税額の変更（※算定誤りを含む）等により保育料が変更となる場合は、子育て支援課が税額変更を把握した日の翌月分から適用となります。所得の変更申請等がありましたら、速やかに子育て支援課までご連絡ください。

◆ 入所までの流れ



- ★ 保育所の入所選考は提出された書類を基に、令和4年度保育所利用調整基準に則って審査を行います。原則、保育の必要度が高い方から優先して、第1希望、第2希望、第3希望の順で選考します。
(例) A保育所入所者2名を、以下児童Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ4名から選考する場合

| | | | |
|------------------|----------|----------|---|
| 児童Ⅰ 20点：第1希望A保育所 | 第2希望B保育所 | 第3希望C保育所 | |
| 児童Ⅱ 19点：第1希望B保育所 | 第2希望C保育所 | 第3希望D保育所 | → |
| 児童Ⅲ 18点：第1希望B保育所 | 第2希望A保育所 | 第3希望C保育所 | → |
| 児童Ⅳ 18点：第1希望A保育所 | 第2希望B保育所 | 第3希望C保育所 | |

A保育所入所には児童Ⅰと児童Ⅳが選考されます
- ★ 書類審査の段階で、提出書類に不備や虚偽が判明すると入所できない場合がありますのでご注意ください。入所後、提出書類に虚偽が判明したり、不備書類の訂正や再提出がない場合は、退所（園）となります。
- ★ 保育料に滞納がある方は、利用調整基準表の中で減点対象となります。納付相談については、子育て支援課までご連絡ください。（※令和3年11月末時点での納付状況を審査に反映します。）
- ★ 利用内定された場合は、ご自宅へ入所内定通知書を送付いたします。
- ★ 内定後の面接・健康診断の結果、集団保育に適さないと判断された場合、入所できない場合があります。健康診断書は入所内定園までご提出ください。
- ★ 内定園との面接・健康診断書の提出が済みましたら、子育て支援課より利用承諾通知書を送付いたします。その際に、保育料についてもお知らせいたします。
- ★ 内定を辞退される場合は、速やかに子育て支援課までご連絡ください。
- ★ 保留となった場合は、最初の審査対象月のみ保育所入所保留通知書を送付いたします。それ以降は希望園に空きがあり次第入所選考を行い、入所内定となった場合のみご連絡いたします。ただし、令和4年4月以降は認定有効期限が過ぎた場合は、入所審査の対象となりません。認定有効期限が過ぎる前に更新手続きを行ってください。
- ★ 令和5年度の入所を希望される場合は、別途申込が必要となります。
- ★ 転園の申込をした場合、保留の有効期間は令和4年3月末日までとなります。

《その他注意事項》

■書類の提出について

- ☆ 郵送による入所申込書類提出の場合、受付期間内の日付消印は有効として取り扱います。但し、必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について、市は一切責任を負えません。
- ☆ きょうだい同時に入所申込をする方について、入所申込書類等は児童1人につき1枚ずつ必要になりますが、保育を必要とする事由を証明する書類〔就労証明（申告）書等〕は、どちらか一方はコピーで対応可能です。コピーは提出前に事前においてください。
- ☆ 新規入所申込児童のほか、在園しているきょうだいがいる場合、在園児の継続書類提出（令和3年12月頃）の際にも、新規入所申込と同じように保育を必要とする事由を証明する書類〔就労証明（申告）書等〕の提出が必要になります。新規入所申込書類提出の際には原本、継続書類提出の際にはコピーを提出してください。

■支給認定・申込について

- ☆ 支給認定は原則として保護者からの申請が必要となる為、保育を必要とする事由等に変更（退職・転職・勤務時間の変更等）があった場合は、速やかに変更申請を行う必要があります。正当な理由無く、変更申請を行わない場合は、認定取消を行います。
- ☆ 入所申込後、家庭状況（住所・連絡先・家族構成・勤務状況・入所要件・保育を必要とする事由等）に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課までご連絡ください。連絡がない場合は選考対象から外れることがあります。申込内容が事実と異なることが判明したときには入所内定の取り消しもしくは退所（園）となる場合があります。
- ☆ 記載された希望園までの全ての申込児童の入所選考後にさらに空きがある場合で、希望園以外でも空きがあれば入所案内を「希望する」と記載している方は、「案内希望地区」で選択した地区の施設も選考の対象となります。案内があった際に入所を辞退をした場合は、空きがあっても「希望しない」に変更になります。
- ☆ 育児休業から職場復帰をする予定の場合は、復帰日1ヶ月前からの審査の対象となります。ただし、保育所（園）に入所して1か月以内に職場復帰が可能な場合には、入所申込時点から審査対象となります。
- ☆ 入所申込後に市外へ転出した場合、入所申込は取り下げとなります。再度、転入した場合は、再申込が必要になります。また、保育所（園）に入所する必要がなくなった場合は、速やかに入所申込取り下げ等の連絡をしてください。

■入所後・退園等について

- ☆ 変更の事由が発生した日と変更申請日が異なる場合において、事由発生日に遡って変更認定を行うものではなく、変更申請日の翌月から変更となります。（例：保育短時間利用者が就労の変更により保育標準時間に該当する場合、変更申請日の属する月の翌月から保育標準時間に変更となります。）
- ☆ 求職・妊娠出産等は、認定有効期限月の10日までに入所基準を満たす旨の就労証明（申告）書等を提出してください。また、退職等、保育を必要とする事由や家庭状況の変更となる場合も、速やかにその旨を届け出てください。連絡がない場合は退所（園）となる場合があります。
- ☆ 育休後職場復帰された場合は、後日職場復帰証明書を求めます。理由なく提出が無い場合や、連絡なく育休を延長された場合は、当初の復帰予定日の翌月末で退所（園）になることがあります。
- ☆ 退所（園）を希望する場合は、退所（園）希望日の2週間前までに子育て支援課窓口にて退所（園）届を記入し、提出してください。提出が遅れた場合は、退所（園）届の提出日から2週間分の保育料が発生します。
- ☆ 自己都合により1ヶ月以上通園しない場合は、退所（園）となります。
- ☆ 在園中に市外へ転出した場合は、退所（園）となります。転出予定の方は事前に子育て支援課へご連絡ください。（※月初日に転出した場合は、転出日が属する月の前月末で退所、2日以降に転出した場合は、転出日の月末で退所となります。）
- ☆ 入所された場合でも、保育料未納世帯については次年度の継続入所に関し、新規入所申込者も含め再選考いたします。再選考の利用調整基準点は、未納月に応じて減点対象となります。
- ☆ 5歳児クラスへの進級の場合は、定員の都合上、再選考を行い入所継続の可否を決定する場合があります。

■保育料について

- ☆ 保育所入所申込み及び入所期間中は必要に応じて、保護者及び世帯員（同一住所内の住民）の課税状況につき、子育て支援課において官公署に調査を囑託し、又は保護者もしくは世帯員の雇主、その他関係人に報告を求めます。
- ☆ 保育料の過誤納分については、未納月（翌月以降分含む）の保育料に充当します。
- ☆ 保育所利用後は退所しない限り、利用の有無にかかわらず保育料は月額全額納付となります。

☆ 認可外保育園等の無償化について ☆

認可保育園等の申込を済ませた後、これから認可外保育園等の無償化（施設等利用給付認定）をご希望される方は、無償化手続きの書類を省略することが可能となる場合があります。詳しくは子育て支援課までご連絡ください。

※認可保育所（園）等に入所された方は、無償化の認定を別途手続きする必要はありません。